県内の大学生に対するアルバイトに関する実態調査結果概要

調査目的: 学生がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反等により不利益を被ったり、学業に支障を来したりするなどといった、いわゆる「ブラックバイト問題」が社会的に問題となってきている。

一方、これまで愛媛県内における学生アルバイトの労働条件に関する実態については、必ずしもその把握ができていなかったため、今回、当該現状や課題等を把握し、今後の適切な対策を講じていくための参考とする。

また、これから(冬休み期間中等)、新たなアルバイトを始める学生に対し、愛媛県内の 実態を周知し、トラブルに巻き込まれないよう、知識を持ってもらうことを目的とする。

なお、<u>愛媛県内の学生を対象とした労働条件に関する実態調査は、今回初めて実施した</u>ものである。

調査協力:① 国立大学法人 愛媛大学

- ② 学校法人 聖カタリナ学園 聖カタリナ大学
- ③ 学校法人 松山東雲学園 松山東雲女子大学

調査期間: 平成 28 年 10 月から 11 月

調査概要: 上記の大学3校に対し、愛媛労働局が労働法制の講義を行った際に、各校の協力を得てアンケート用紙を配布し、実施した。

そのうち回答があったのは 551 人である。

調査項目: 別紙調査票(資料編 P1~4)のとおり。

なお、調査項目は、厚生労働省労働基準局が平成 27 年 8 月下旬から 9 月にかけて実施した「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」に準じており、全国結果と比較できるものとしている。

- 1 アルバイト経験の有無について
 - 回答のあった 551 人のうち、413 人(75.0%)の学生がアルバイト経験ありであった。
 - ※詳細は、資料編 P 5 問 1 参照。
- 2 あなたが最初にアルバイトを始めたのはいつですか

アルバイト経験者 413 人について、多かったのは次の4つであった。

- ○大学の1年生の6月から7月(夏休み前) 82人(20.1%)
- ○大学の1年生の5月(ゴールデンウィーク後) 67人(16.4%)
- ○大学の1年生の4月 59人(14.5%)
- ○高校を卒業してすぐの3月 58人(14.2%)
- ※詳細は、資料編 P 5 問 2 参照。

【 矣 去 】 ·	木省宝協調杏結果((夕)、川盾)

○高校在学時から 20.9%

○大学・専門学校等 1 年生の 4 月 14.7%

○大学・専門学校等1年生の9月から12月 11.6%

○高校を卒業してすぐの3月 11.5%

3 あなたが経験したアルバイトの業種は何ですか

アルバイト経験のある学生 413 人が経験したアルバイトは、次の業種が多かった。

〇居酒屋 10.8% (73件)

○牛丼店、カレー店などのチェーンの飲食店 8.6% (58件)

(居酒屋、ファストフード、ファミリーレストラン、カフェ、デリバリー店、寿司屋は除く)

〇スーパーマーケット 6.9% (47件)

○学習塾(個別指導) 6.5%(44件)

〇コンビニエンスストア 5.6% (38件)

※詳細は、資料編 P3,4 問3 参照。

【参考】本省実施調査結果(多い順)

- ○コンビニエンスストア 15.5%
- ○学習塾(個別指導) 14.5%
- ○スーパーマーケット 11.4%
- ○居酒屋 11.3%

4 あなたが、「アルバイトをする際、労働条件」はどのように知りましたか。

アルバイトの経験があると回答のあった 413 人うち、労働条件を示した書面を交付されていないものが 40.1%あり、そのうち働く前に口頭においてですら具体的な説明がなかったものが全体の 12.4%あった。

労働基準法第 15 条において、使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件(労働契約の期間に関する事項、就業の場所及び従事すべき業務に関する事項、所定労働時間を超える労働の有無に関する事項など)を書面により明示しなければならないとされている。

【参考】本省実施調査結果(件数ベース)

労働条件を示した書面を交付されていないのは 58.7%、そのうち働く前に口頭でも具体的な説明がなかったものが全体の 19.1% あった。

業種別の労働条件の明示関係は、下記のとおり

〇居酒屋 71 人回答(問3で業種を選択したが、無回答2人)

働く前に具体的な説明がなかった 17人(23.9%)

働く前に口頭で知らされた 34 人(47.9%)

働く前に書面を見せられ知らされた 8人(11.3%)

働く前に書面等の交付を受けた 12人(16.9%)

○牛丼店、カレー店などのチェーンの飲食店 5 4 人回答(問3で業種を選択したが、無回答4人)
(居酒屋、ファストフード、ファミリーレストラン、カフェ、デリバリー店、寿司屋は除く)

働く前に具体的な説明がなかった 6 人(11.1%)

働く前に口頭で知らされた 24 人(44.4%)

働く前に書面を見せられ知らされた 5人(9.3%)

働く前に書面等の交付を受けた 19人(35.2%)

〇スーパーマーケット 46 人回答(問3で業種を選択したが、無回答1人)

働く前に具体的な説明がなかった 1人(2.2%)

働く前に口頭で知らされた 11人(23.9%)

働く前に書面を見せられ知らされた 7人(15.2%)

働く前に書面等の交付を受けた 27人(58.7%)

○学習塾(個別指導) 43 人回答(問3で業種を選択したが、無回答1人)

働く前に具体的な説明がなかった 0人(0.0%)

働く前に口頭で知らされた 5人(11.6%)

働く前に書面を見せられ知らされた 3人(7.0%)

働く前に書面等の交付を受けた 35人(81.4%)

○コンビニエンスストア 34 人回答(問3で業種を選択したが、無回答4人)

働く前に具体的な説明がなかった 4人(11.8%)

働く前に口頭で知らされた 14 人(41.2%)

働く前に書面を見せられ知らされた 5人(14.7%)

働く前に書面等の交付を受けた 11人(32.4%)

※詳細は、資料編 P7,8,9 問4 参照。

5 あなたがアルバイトを始める前に具体的に示された労働条件の内容は何ですか?

労働基準法第 15 条で明示が求められている労働条件のうち、書面や口頭で明示された割合が 低いものは、下記のとおりであった(低い順)。

○年次有給休暇の日数(有無を含む)

2.0%

- ○退職に関する事項(自己都合退職の手続き、解雇事由等) 2.3%
- ○所定時間を超える労働(残業)の有無

3.5%

一方、勤務場所や業務内容及び賃金に関する以下の事項については、明示されていると回答のあ った割合は以下のとおりであるが、殆んどのアルバイト先で、必要な明示がなされていなかった。

○勤務場所·業務内容

15.6%(84.4%が明示されていない。)

○賃金額(アルバイト代の単価)

14.8%(85.2%が明示されていない。)

○賃金の支払い方法(振込か現金払いなど) 12.5%(87.5%が明示されていない。)

なお、「すべて明示された」のは 2.9% (72人) であった。

※詳細は、資料編 P10,11 問 5 参照。

【参考】本省実施調査結果(件数ベース)

書面や口頭で明示された割合が低い順。

○年次有給休暇の日数(有無を含む)

17.1%

○退職に関する事項(自己都合退職の手続き、解雇事由等)

26.6%

○所定時間を超える労働(残業)の有無

37.4%

6 普段、実際に働いている労働時間について

実際に働いている曜日については、土曜日(271人)・日曜日(246人)の順に回答が多かった。

平日でも、200人前後の学生から"働いている"との回答があり、中には8時間以上働いている学 牛も数名認められた。

また、深夜時間帯(22 時~5 時)の勤務については、41.3%の学生が「勤務あり」であった。

(本省実施調査結果では、深夜時間帯の「勤務あり」の学生は 40.3%)

※詳細は、資料編 P12 問6 参照。

7 労働条件などに関するトラブルについて

アルバイトの経験があると回答のあった 413 人うち、57.3%で何らかの労働条件のトラブルがあったとしている。これを、労働基準関係法令違反のおそれがあるものと、その他労使間のトラブルと考えられるものに分け、それぞれの主なものを挙げると以下のとおりであった。

<労働基準関係法令違反のおそれがあるもの>

$\bigcirc 1$ 日に労働時間が 6 時間を超えても休憩時間がなかった	57人(9.2%)
〇時間外労働や休日労働、深夜労働について、割増賃金が支払われなかった	37人(6.0%)
○準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった	33 人(5.3%)
○実際に働いた時間の管理がされていない	26 人(4.2%)
(例えばタイムカードに打刻した後に働かされたなど)	

1人(0.2%)

<その他労使間のトラブルと考えられるもの>

○賃金が支払われなかった(残業分)

○給与明細書がもらえなかった	40 人(6.4%)
○一方的に急なシフト変更を命じられた	36 人(5.8%)
○一方的にシフトを削られた	33 人(5.3%)
○採用時に合意した以上のシフトを入れられた	26 人(4.2%)
○採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた	23 人(3.7%)

※詳細は、資料編 P12 問 13,14 問 7 参照。

【参考】本省実施調査結果

何らかの労働条件などのトラブルがあった学生の割合は60.5%。

労働条件などのトラブルについて、労働基準関係法令違反のおそれがあるものと、その他労使間のトラブルと考えられるものに分類(多い順。件数ベース)

<労働基準関係法令違反のおそれがあるもの>

○準備や片付けの時間に賃金が支払われなかった	13.6%
○1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった	8.8%
○時間外労働や休日労働、深夜労働について、割増賃金が支払われてなかった	5.4%
○賃金が支払われてなかった(残業分)	5.3%

<その他労使間のトラブルと考えられるもの>

〇採用時に合意した以上シフトを入れられた	14.8%
○一方的に急なシフト変更を命じられた	14.6%
○採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた	13.4%
○一方的にシフトを削られた	11.8%
○給与明細書がもらえたかった	8 3%

8 アルバイトによる学業への支障について

アルバイトの経験があると回答のあった 413 人うち、49 人(11.9%)の学生で"アルバイトにより学業に 支障が出た経験がある"としている。

(本省実施調査結果では、同割合は 178 人 (17.8%))。

<「ある」と回答した内容な下記のとり>

主な意見は次のとおりであった(自由記述)。

- ○テスト期間中でもシフトを入れられる。
- ○休む場合、自分で代わりの人を探す必要があった。シフト管理までさせられる覚えはない。
- ○人手不足でテスト前に休みを受けてもらえなかったことがある。
- ○テスト期間だから休みがほしいと言っても、とらせてもらえなかった。
- ○テスト前にシフトを強制的に入れられた。

なお、自由記述のため、使用者側に起因するものかは明らかでないが、以下のような意見もあった。

- ○疲れて授業中眠くなる。
- ○授業を休みがちになった。(シフトの入れすぎや、アルバイト中心の生活になる。)
- ○課題及び宿題をするような体力的・精神的余裕がなかった。
- ○朝の授業が眠くて辛い。
- ○勉強時間が少なくなる、アルバイトしないと学費が支払えない
- ○朝が起きれなく、授業に遅刻した。
- ※詳細は、資料編 P15 問8参照。

9 困った時の相談先について

アルバイトの経験があると回答のあった413人うち、アルバイトで困ったことがあった時の相談先は次の順 に多かった。

○知人・友人に相談した 221 人(33.6%)

172 人(26.1%) ○家族に相談した ○家族に相談した

○学校や職場の先輩に相談した 68 人(10.3%)

○インターネットで調べた 55人(8.4%) ○何もしなかった

42 人(6.4%) ○同僚に相談した

【参考】本省実施調査結果 (相談先として多い順)

○知人・友人に相談した 32.0%

23.6%

○インターネットで調べた 10.1%

○そのアルバイトを辞めた 10.7%

○行政機関等の専門の相談窓口に相談した 1.6%

他方、「何もしなかった 40 人(6.1%)」、「そのアルバイトを辞めた 39 人(5.9%)」、との回答も認め られた。行政機関等の専門の相談窓口に相談した割合は 0.8%であった。

※詳細は、資料編 P15 問9参照。

10 法定労働条件等の認識について

アルバイトの経験があると回答のあった 413 人うち、法定労働条件等で認識が高かったものは次のとおりであった(高い順)。

○都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、

アルバイト代はその額を下回ることはできない

145人(81.5%)

○アルバイトでも、1 日の労働時間が 6 時間を超える場合は 45 分、8 時間

を超える場合は60分の休憩時間を与える必要がある

111 人(62.4%)

○アルバイト代は、全額を労働者に直接、毎月決まった日に

支払われなければならない

105人(59.0%)

○アルバイトでも、時間外労働や深夜労働については、

通常の賃金の2割5分以上の金額を支払う必要がある

99 人(55.6%)

逆に、法定労働条件等で認識が低かったものは次のとおりであった(低い順)。

○アルバイトに時間外労働をさせる場合であっても、事業主はあらかじめ、労働者の代表等と労使協定(「36協定」)を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない

13人(7.3%)

○事業主は、労働者を解雇する場合は、その労働者に 30 日以上前に予告

するか、解雇予告手当(平均賃金の30日分以上)を払わなければならない 45人(25.3%)

- ○アルバイトでも、労働条件に関して労働基準監督署等に相談することができる 51 人(28.7%)
- ○事業主は規律違反やミスをした労働者に対して

無制限に減給することはできない

56人(31.5%)

※詳細は、資料編 P16 問 10 参照。

【参考】本省実施調査結果

- 1 法定労働条件等で認識が高かったもの(多い順)
 - ○都道府県単位ごとに「最低賃金」が定められており、アルバイト代は

の額を下回ることは できない

64.1%

〇アルバイトでも、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は60分

の休憩時間を与える必要がある 56.5%

○事業主は、アルバイトを雇い入れる際、業務内容、労働時間、賃金などについて、書面で

明示する必要がある 47.5%

○アルバイト代は、全額を労働者に直接、毎月決まった日に支払われなければならない 43.5%

2 法定労働条件等で認識が低かったもの(低い順)

○アルバイトに時間外労働をさせる場合であっても、事業主はあらかじめ、労働者の代表等と労使協定

(「36協定」)を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない 12.8%

○事業主は、労働者を解雇する場合は、その労働者に30日以上前に予告するか、解雇予告手当

(平均賃金の30日分以上)を払わなければならない 21.4%

○事業主は規律違反やミスをした労働者に対して無制限に減給することはできない 22.2%

○アルバイト代を事業主が一方的に引き下げることはできない 24.8%

- 11 学生が効果的だと考えた労働関係法令の周知方法について主な意見は次のとおりであった(自由記 述)。 ○SNS による拡散 ○学校で講演(指導も含める)する(入学式のオリエンテーション時等を含め) ○学校のホームページの掲示板に掲載する ○わかりやすいパンフレットを作成して学校を通して配る ○テレビ C M、ネット広告 ○テレビ CM ○ポスター掲示 ○アルバイトを始めようとする、中学生や高校生時に講義を行い教える 12 アルバイトと学業との両立についての学生からの意見について 主な意見は次のとおりであった(自由 記述)。 く使用者に対する意見> ○事業主や上司等が、学生目線で柔軟に対応を行ってほしい ○学業に関するシフト変更は柔軟に対応してほしい ○テスト期間でも休ませてくれない。1ヵ月も前から伝えているのに休ませてもらえない。1ヵ月前なら 代わりの人も探せるはず <学生自身に対する意見> ○シフトを無理して入れ過ぎない ○学生は学業を優先する ○経済的な理由から、多くのアルバイトやシフトを多く入れる
 - くその他の意見>
 - ○アルバイト中心の生活となり授業に出席できなくなる
 - ○学校側の行事の決定が遅いため、先にシフトが決まっている

○テスト期間中や他の行事がある際には、アルバイトを短時間業務とする